

パート労働法改正について

(2007.5.18)

近年の政府の政策は働く立場、庶民の暮らしに冷たいものばかり。特に、非正規労働といわれるパート、派遣などにおいては、人をモノとしか扱わない差別的な待遇がまかり通っています。そのような状況を一刻も速く解消し、均等待遇、格差是正を実現せねばなりません。

その思いを込めて、昨日、パート労働法改正の質問に立ちました。

昨日の厚生労働委員会における質疑項目は以下の通り。

- ・ 法務大臣の提言した「短期外国人就労制度」に対する厚労大臣の評価
- ・ 外国人単純労働者の受入れ容認についての厚労大臣の見解
- ・ 労働力調査における非正規職員の定義
- ・ 雇用形態や労働実態に関する調査について厚生労働省が主体となっていく必要性
- ・ 製造業の請負事業の適正化及び雇用管理の改善に関するガイドラインの検討状況
- ・ 短時間労働者への厚生年金適用拡大が本改正案に盛り込まれなかったことの問題性
- ・ 差別的取扱い禁止の対象となる短時間労働者が4～5%であるとする根拠
- ・ 職務と人材活用の仕組み・職務が同じ者、職務も異なる者の通常の労働者との対比
- ・ 職務と人材活用の仕組みが同じ短時間労働者を差別的取扱い禁止としなかった理由
- ・ 差別的取扱い禁止対象の要件に契約期間の定めの有無を含めることの妥当性
- ・ 差別的取扱い禁止となる短時間労働者の範囲を拡大する必要性
- ・ 均衡考慮の対象となる賃金から通勤手当を除外する理由
- ・ パート労働法における通勤手当の取扱いと標準報酬上の通勤手当の取扱いの整合性
- ・ 均衡考慮の対象となる賃金について、省令で定める事項の具体的内容
- ・ 社会通念上無期契約と同視できる有期労働契約の基準を改正後速やかに示す必要性
- ・ いわゆるフルタイムパートがパート労働法の対象とならないことの問題性
- ・ 法改正により労働者の労働条件が引き下げられることへの懸念及びその対応策
- ・ 配偶者特別控除制度見直し後の、いわゆる所得の逆転現象の解消状況
- ・ 誤解に基づき就業調整をしている短時間労働者に対する税制への理解の促進普及